

国立大学法人大阪大学役員会（平成19年度 第5回）議事要旨

日 時 平成19年9月25日（火） 9：00～9：20
場 所 役員会議室（424会議室）
出席者 鷺田総長、西田、小泉、高杉、門田、佐々木、辻 各理事
オブザーバー 二瓶監事、小谷、豊田、大和谷 各総長補佐

○ 前回議事要旨の確認

平成19年度第4回（7月23日開催）、臨時役員会（7月30日開催）及び臨時役員会（9月3日）の議事要旨（案）について、特段の意見があれば9月27日（木）までに総務部企画推進課へ提出の上確定させることとした。（特段の意見はなく確定した。）

【報告事項】

1. 「大阪大学環境報告書2007」について

本報告書について、今年度も配付資料（案）のとおりの内容で刊行する旨、報告があった。

【審議事項】

1. 学内措置による教育研究組織の整備について

- (1) サステナビリティ・デザイン・センターの設置
- (2) 工学研究科附属サステナビリティ・デザイン・オンサイト研究センターの設置
- (3) 医学系研究科予防環境医学専攻の協力講座の設置
- (4) 免疫学フロンティア研究センターの設置

9月19日開催の教育研究評議会において承認された上記4件の整備計画案について、審議の結果、これを承認した。

2. 大阪外国語大学との統合に伴う中期目標・中期計画及び平成19年度年度計画の変更案について

9月19日開催の教育研究評議会において承認された大阪外国語大学との統合に伴う中期目標・中期計画について、翌20日、文部科学省と財務省間の協議の過程において中期目標の前文の一部修正が求められたことに伴い、修正することを承認した。

なお、中期計画及び平成19年度年度計画の変更案については、審議の結果、配付資料のとおり教育研究評議会において承認された原案どおりこれを承認した。

3. 平成19年度教育研究等重点推進経費（第3次）執行計画（案）について

第3次の執行計画案について、配付資料に基づき説明があり、審議の結果、これを承認した。

4. 人事労務関係

(1) 就業規則等の制定及び一部改正について

- ・ 統合前の国立大学法人大阪外国語大学に在職していた者に適用される就業規則に関する規程の制定について
- ・ 国立大学法人大阪大学教職員就業規則
- ・ 国立大学法人大阪大学教員の人事等に関する特例規程
- ・ 国立大学法人大阪大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程
- ・ 国立大学法人大阪大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する細則
- ・ 国立大学法人大阪大学ソト勤務等適用職員の勤務時間等に関する取扱い規則
- ・ 国立大学法人大阪大学教職員育児・介護休業等に関する規程
- ・ 国立大学法人大阪大学教職員給与規程
- ・ 国立大学法人大阪大学管理職の範囲等に関する細則
- ・ 国立大学法人大阪大学基本給表等の適用に関する規則
- ・ 国立大学法人大阪大学教職員兼業規程
- ・ 国立大学法人大阪大学休職給与の支給基準
- ・ 国立大学法人大阪大学国際機関等への派遣教職員の給与基準
- ・ 国立大学法人大阪大学永年勤続者表彰規程
- ・ 国立大学法人大阪大学教職員労働災害補償規程
- ・ 国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則
- ・ 国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程
- ・ 国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員就業規則
- ・ 国立大学法人大阪大学非常勤職員（定時勤務職員）就業規則
- ・ 国立大学法人大阪大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則
- ・ 国立大学法人大阪大学非常勤職員等育児・介護休業に関する規程
- ・ 国立大学法人大阪大学非常勤職員（短時間勤務職員）の労働時間、休日及び休暇等に関する規程
- ・ 国立大学法人大阪大学非常勤職員（短時間勤務職員）の労働時間、休日及び休暇等に関する細則
- ・ 国立大学法人大阪大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程
- ・ 国立大学法人大阪大学非常勤職員（定時教育研究等職員）就業規則
- ・ 国立大学法人大阪大学非常勤職員（短時間教育研究等職員）就業規則
- ・ 教職員の職名及び職務内容等に関する要項
- ・ 早期定年退職制度の試行に関する規程
- ・ 国立大学法人大阪大学の世界トップレベル国際研究拠点形成促進のために設置される特別の部局に適用される人事関連の特別措置に関する規程

9月19日開催の教育研究評議会において承認された上記29件の就業規則等の制定及び一部改正案について、審議の結果、これを承認した。

(2) 大阪外国語大学との統合に伴う人事関係規程の制定及び一部改正について

- ・ 統合前の国立大学法人大阪外国語大学に在職していた者に適用される人事関係規程に関する規程の制定
- ・ 従業者労働災害補償規程の一部改正
- ・ 非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則申合せ事項の一部改正
- ・ 自己啓発活動のための休職等の試行的実施に関する要項の一部改正

9月19日開催の部局長会議において説明のあった上記4件の人事関係規程の制定及び一部改正について、審議の結果、これを承認した。

なお、(1)、(2)の諸規則等に関しては、大阪外国語大学の過半数代表者との話し合いが終わっていないため、今後、細部の調整が必要となった場合は、総長に一任することを承認した。

(3) 若手教育研究者を対象とした雇用継続可能地位への移行制度（テニユア・トラック制）に関する人事関係規程の制定及び一部改正について

- ・ 国立大学法人大阪大学における若手教育研究者を対象とした雇用継続可能地位への移行制度（テニユア・トラック制）の試行に関する指針の制定

9月19日開催の部局長会議において説明のあった上記指針（案）における一部文言について意見があったことを踏まえ、審議の結果、同指針（案）第2条第3号の定義で明確にしていることから、原案どおりとすることで承認した。

- ・ 任期付教職員の労働契約の期間等に関する指針の一部改正

9月19日開催の部局長会議において説明のあった上記指針の一部改正について、審議の結果、これを承認した。

(4) 国立大学法人大阪大学の世界トップレベル国際研究拠点形成促進のために設置される特別の部局（世界トップ拠点部局）に適用される人事関連の特別措置に関する規程に基づく労働契約期間等の取扱い指針（案）について

9月19日開催の教育研究評議会において承認された規程に基づく取扱い指針（案）について、審議の結果、これを承認した。

次回は、平成19年10月22日（月）午前9時から開催することとした。

以上